論 文

スウェーデンの就学前学校における マックス・タクサ制度に関する一考察

一 その成立の背景と思想 一

秋 朝 礼 恵*

はじめに

いかに負担を分かち合うか、一部の市民の困 難や負担にどう対処するか。その方法には、社 会が拠って立つ理念や哲学が反映されると思わ れる。一部の市民の困難や負担とは、不況下の 地域間, 世代間, 世帯間, 個人間の格差として 立ち現れるだけではない。グローバリゼーショ ンや少子高齢化という外的・内的環境の大きな 変化は、それらが従来型のシステムや価値観・ 思考法に修正を迫るものであるだけに. これま で見過ごされてきた事柄を社会問題としてあぶ りだす契機となりうる。これに政府はどう対処 するか。そして、その対処の仕方にいかに社会 の合意を取り付けるか。格差が語られるように なり、一部の市民の困難や負担 - 見過ごされて きた事柄-が政治課題となりうる今. 負担の分 かち合い方が問われているとは言えないだろう か。2002年にスウェーデンの児童ケア⁽¹⁾に導入 された. 保育料⁽²⁾に上限を設ける制度(マック ス・タクサ制度)は、スウェーデン流の負担の 分かち合い方の好例であり、そこには、普遍主 義型福祉を志向する社会の理念や哲学が浮かび 上がる。

児童ケアにマックス・タクサ制度が導入され た背景には、1990年代初頭の経済危機によるコ ミューン財政の悪化から、親が負担する保育料 の水準が引き上げられたことのほか、 親の所得 変化に対するマージナル効果(3)の大きい料金体 系が一般化したことが挙げられる。後者につい ては、コミューンが歳入を確保するために、保 育時間数や所得の変動を敏感に捕捉する料金体 系を採用するようになった結果. 労働時間の延 長等により所得が増加しても、その分、保育料 が値上がりし、さらに、所得税増や住宅手当減 などを加味すれば、所得の増分が手元に残らな いという事態も発生する。この料金体系は、と りわけ、低所得者、失業者、パートタイム労働 者にとって、労働を通じた社会参加や、所得を 増やして生活水準を向上させるための障害にな ると考えられた。

また、90年代を通して子どものいる家庭の経済状態が相対的に悪化したことも、マックス・タクサ導入の背景の一つである。表1は、全国の全世帯の平均を100とした場合の、子どものいる家庭の家計水準の割合を示したものであ

る。なかでも移民や失業者の多い地区の家庭 や,ひとり親家庭の生活水準の改善が重点施策 と認識されるようになった。

表1 子どものいる家庭の家計水準(全平均=100)

	年	1991	92	93	94	95	96	97	98
ſ	%	99.2	_	96.3	95	94	91.4	92.6	91

出所:1991~97年はProp. 1999/2000:100,98年はProp. 2000/01:100より.

就学前学校等児童ケアサービスは、コミューン⁽⁴⁾の管轄である。コミューン税を主財源とし、国庫補助金および親の負担する保育料により運営される。マックス・タクサ制度の導入は保育料収入を減少させる。減少分は、当面、国庫補助金により補われることとなった。児童ケアのマックス・タクサ制度のように、利用者の負担に上限を定める制度はほかにもある。保健医療サービスでは、外来患者の診察費や薬剤費の自己負担に上限が定められている。また、高齢者ケアや障害者ケアのホームヘルプサービスやデイケアの利用料にも上限が設定されている。前者はランスティングがランスティング税と患者自己負担をもとに、後者はコミューンがコミューン税や利用料をもとに運営している。

マックス・タクサ制度導入は、子どもの成育環境の平等化・公平化の観点からも興味深い改革である。グローバリゼーション、少子化、高度産業化の時代における、子どもという資源の育成という国家の課題に通じる。マックス・タクサ制度は、下に示す「児童ケア改革パッケージ」の一つとして構想され実現された。同パッケージは、就学前学校への参加に親の就労・就学要件を設けず、全ての子どもに、同じ高い質の成育環境を提供する、サービスの普遍化を目

指した壮大な改革である。そのなかで、マックス・タクサ制度は、親の保育料負担を軽減することで、潜在的なニーズを顕在化させ、全ての子どもに同等の育ちと学びの機会を与えようとする。就学前学校の教育政策化や普遍化は、生育環境の平等化という子どもの福祉のみならず、高福祉・高負担国家スウェーデンが、グローバリゼーションや欧州化といった外的環境の変化に対応しつつ、少子高齢化という内的変化の下で、産業構造の高度化を進めるための国家戦略でもある。マックス・タクサ制度を導入する経費として、68億kr(総経費の約67%)が計上されている。

【児童ケア改革パッケージ】

-2001年7月1日

失業者の子どもが、1日最低3時間/週15時間、就学前学校活動に。

-2002年1月1日

親休暇中の親の子どもが、1日最低3時間/週15時間、就学前学校活動に。 ・2002年1月1日

児童ケアの保育料に上限を設定するマックス・タクサ制度を導入。

•2003年1月1日

全ての4,5歳児が年間最低525時間、無料で就学前学校に (Allman förskola)。

児童ケアの歴史上類をみない規模のこの改革は、何によって可能となり、どのような過程を経て生み出されたのか。また、サービス受給者の負担に上限を設定するこのマックス・タクサ制度は、どのような思想を持つのだろうか。本稿は、1990年代から制度導入の2002年頃までを対象とし、児童ケア中、就学前学校に焦点を当てて、マックス・タクサ制度導入の背景や思想を分析する。

本稿の構成は次のとおりである。「1.」では、マックス・タクサ制度を捉える視角や、本論文が扱う課題を提示する。「2.」では、社会的、経済的要素や、他の諸政策分野との関連に着目しながら、マックス・タクサ制度導入の背景を分析する。「3.」では、前章での分析

結果を総括し、サービス受給者の社会的・経済 的地位や居住地に拠らず、同一の負担上限額を 設定するという発想が、どのような思想に裏打 ちされているのかを、普遍主義型福祉社会の理 念から論じる。「おわりに」では、本論文を総 括し、今後の課題を述べる。

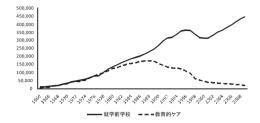
1. 課題の設定

1-1. 就学前学校とは

1998年8月1日に児童ケアにかかる諸規定が 社会サービス法から学校法に移された際、そ れまでの「ダーグヘム (daghem)」と「短時間 グループ (deltidsgrupp)」とが、「就学前学校」 の名称に統一された。ダーグへムは、親の就 労・就学を要件とする保育所であった。短時間 グループは、レークスコーラ (lekskola) をそ の前身にもち、親の就労や就学を要件とせず. 一日3時間程度, 未就学児を対象に教育活動を 実施する, いわば日本の幼稚園のような制度で あった。なお、ダーグへムと短時間グループ/ レークスコーラはいずれも社会省の管轄であ り,1996年にともに教育省に移管された。また、 「教育的ケア」とは、2009年7月1日の学校法 改正で採用された名称で,以前の家庭保育所 (familjedaghem) (5)のほか、就学前学校や公開就 学前学校以外の形態をいう。

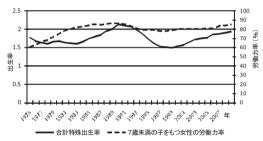
就学前学校の在籍児童数は増加傾向にある。 98年に減少に転じたのは、6歳児を対象とする「就学前クラス(förskoleklass)」が基礎学校⁽⁶⁾内の 任意の形態として導入されたためである⁽⁷⁾。以 後2000年を底として児童数は再び増加している。 出生率の上昇、労働力率の安定的漸増に加え、 児童ケア改革パッケージにより、潜在していた 需要が顕在化したこと等によると考えられる。

図1 就学前学校と教育的ケアの定員/ 入所者数の動向(1960,65~2009年)



(注)1998年に、6歳児を対象とした就学前クラスが学校内の任意の形態として施行された。これにより、6 歳児が娯学前学校から就学前クラスに移った。また、1860年から71年までは定員、その他は入所者数。 (出所)1960年から71年は、SOU 1972-34-70、72年から74年は、Holmgren, Bengt and Kjell-Ake Landtz 1975. Daghem och kommunal planering. Studentillteratur. S23、1975年以降は、Sveriges Officiella Statistik. Tabell 1 Daghem och fritidshem ären 1975-1997. Antal inskrivna barn fördelade efter älder. Hela riket

図2 合計特殊出生率と,7歳未満の子をもつ女性の労働力率(1975~2009年)



(出所)Statistiska centralbyrån. 各年. Statistiska Årsbok

1998年実施の中央統計局調査によれば、週あたりの平均保育時間数は31時間である。週30時間未満に38%、30時間から40時間が37%、40時間超に25%が分布する [Prop. 1999/200: 129]。7歳未満の子をもつ男女雇用者の週労働時間(中位値)は27.1時間である⁽⁸⁾。女性就業者(24~54歳)中、契約ベースの勤務時間が週35時間未満の者が31%⁽⁹⁾を占めている。親保険制度や親休暇制度による勤務時間短縮制度⁽¹⁰⁾の活用のほか、女性就業者にパートタイム労働者が多いという実態がある。

1-2. マックス・タクサ制度の捉え方

2002年1月に施行されたマックス・タクサ制

度は、未就学児を対象とする児童ケア(就学前学校および教育的ケア)の場合、保育料の上限は、子ども1人目が家計収入の3%、2人目が同2%、3人目が同1%で、かつそれぞれの金額が、1,140kr、760kr、380krを超えないこととされた。学童ケアに対しては、1人目には家計収入の2%、2人目および3人目にはともに同1%を上限額として設定した上で、さらに1人目に760kr、2人目および3人目に380krの上限額を置いた。しかし、2004年には、定額部分が改正され、就学前学校や教育的ケアでは1,260kr、840kr、420krに、学童ケアでは840krと420krに引き上げられている。

さて、マックス・タクサ制度は、その名の通り、「マックス(最大)」の「タクサ(利用料)」を定める制度である。保育料体系を簡素化し、マージナル効果を減少させるという狙いの実現可能性は、上限額の水準如何によるところが大きいと考えられる。なぜなら、コミューンは、保育料を決定する権利を持ちながらも、現実には、マックス・タクサの範囲内でしか料金体系を設計できないため、上限が低く設定されるほど、コミューンの料金体系設計上の裁量が狭められるからである。そこで本稿では、「利用者負担に上限を定める」ことに重点を置く。料金体系の簡素化や、その効果として期待されるマージナル効果の低減は、制度設計という技術上の課題であり目的と捉える。

1-3. 課題の設定と先行研究

本稿は、対象期間を不況に見舞われた1990年 代から制度導入の2002年頃までをHVとし、児 童ケア中、就学前学校に焦点を当ててマック ス・タクサ制度を論じる。そして、国内や国外 における経済的・社会的変化や、多様な政策分 野との関連に着目して、スウェーデンの就学前 学校におけるマックス・タクサ制度が導入され るに至った背景と制度導入を可能にしたファク ターを明らかにする。この際、分析の枠組みと して、Hinnforsのモデル [1993: 31] を援用する。 そして、他の福祉サービスにおける同様の仕組 みを含め、マックス・タクサ制度の思想的意味 を掘り下げることで、普遍主義型福祉を志向す るスウェーデン社会における負担の分かち合い 方を議論する。なお、Hinnforsのモデルとは、 政党が立場を形成する過程を3段階に分けて説 明する。第1段階では、政党が、立場決定時の 基本的かつ操作不能な条件。つまり社会経済状 況の変化の下に置かれる。第2段階では、政党 は、社会経済状況の変化を、党や社会政策イデ オロギーに照らして評価し、政策の選択肢・目 標を描く。第3段階では、有権者・党・議会状 況を踏まえ、最終的に政策を選択するというも のである。

なお、マックス・タクサ制度に関する先行研究としては、監督官庁である学校庁の調査報告がもっとも多く発表されている。これらは、制度導入後のコミューン別の保育料の追跡調査と動向の分析であり、本稿の研究では、これらを統計的な基礎的資料として活用する。また、学術論文には、Palm [2001] がある。同論文は、4件のコミューンを事例とし、マックス・タクサ制度がコミューンの財政に与えた影響を経済学的に分析している。これまでのところ、本稿の研究に類似した先行研究は見当たらない。

2. マックス・タクサ制度の導入とその 背景

ここでは、社会的経済的要素や各種の政策との関係に留意しながら、政府調査研究報告書、国会提出の政府提案および国会議事録をもとに、マックス・タクサ制度が成案に至る過程を追う。なお、児童ケア改革パッケージより先に着手された、就学前学校を教育政策の一部に組み込む改革は、マックス・タクサ制度導入の背景として重要である。

2-1. 就学前学校が教育政策に

(1) 学習計画の策定

1990年代初頭の欧州通貨危機。 国際的な金融 不安とスウェーデン経済を襲った深刻な不況 は、世界経済のグローバル化が進展しているこ とを強く政府に認識させた。95年にはEUに加 盟した。スウェーデンは、これまで以上の競争 状態に置かれることになった。その競争を生き 抜くには、能力の高い労働力が必要であり、生 涯にわたって学習することが鍵となる。96年7 月に所管省庁が社会省から教育省に変わり、就 学前学校が生涯にわたる学びの最初の段階に位 置づけられ、それゆえ、全ての子どもに、質の 高さと同質性のある教育を提供することが重要 課題となった [Prot. 1996/97: 2]。そこで、就学 前学校初の学習計画(Läroplan)の策定が進め られた。さらに、就学前学校にかかる規定が社 会サービス法から学校法に移され(98年1月1 日施行), 社会福祉庁 (Socialstyrelsen) に代わ り学校庁 (Skolverket) が監督官庁となった。

(2) 全ての子どものための就学前学校へ

1998年 3 月, 就学前学校学習計画の政府案が国会に提出された [Prop. 1997/98: 93]。政府案は,「全ての子どものための就学前学校(Förskola för alla barn)」を掲げた。当時, 就学前学校の在籍児童数は年々増加しており, このような状況下では, そこに参加しない子どもに関心が集まる。失業者の子どもは, およそ半数のコミューンで何らかの形で入所が継続されるものの, 他のコミューンでは退所せざるを得ないという実態が報告された。

他の調査研究委員会からも、「全ての子どものための就学前学校」が支持された。大都市問題調査委員会(Storstadskommitten)は、外国人の子どもや、失業者の多い社会的に見放された地区に住む子どもの就学前学校在籍率が低いことを指摘し、3歳から5歳までの全ての子どもが就学前学校に在籍することを提言した[SOU 1997: 61]。また、小児精神医学委員会(Barnpsykiatrikommitten)は、失業者の子も継続して同じ就学前学校に通えることが、その子どもの精神的安定・安心の観点からも重要であると報告した「SOU 1998: 31]。

なお、政府案中、児童ケアの保育料の高さが 指摘された。90年代には、コミューンの児童ケ ア総コストに占める親の負担割合が、10%から 15%に上昇した。この割合には地域差があり、 地方のコミューンで12%、大都市周辺コミュー ンで18%であった。政府案は、就学前学校利用 における保育料の意味や、保育時間を保育料に 連動させる料金体系が教育的活動に与える影響 について調査する必要があると述べた。なお、 学習計画案は98年6月に可決成立、同年8月1 日に施行された。

2-2. マックス・タクサ制度制定までの過程

(1) 社会民主労働党(以下、社民党)の公約 98年の選挙運動中に、社民党は、児童ケアに マックス・タクサを導入することを公約に掲げ た。就学前学校の場合、保育料の上限額は子ど \$ 1 人目700kr. 2 人目500kr. 3 人目300kr⁽¹¹⁾ で、どの家庭にも保育料が200kr軽減されるよ う考案された。この公約の背景には、保育料水 準の引上げ、保育時間数や親の所得の変化を 確実に保育料に反映させる料金体系の一般化 や、保育料の地域間格差の拡大があった。表2 は、LO(全国労働組合組織)組合員の平均的 な家庭⁽¹²⁾を家計モデルとし、この家計モデル に対する保育料が最も高いヴァクスホルム・コ ミューン(Vaxholm)と、最も低いマロー・コ ミューン (Malå) および平均について、保育 料に上限を設定する前後の変化を比較したもの である。同表が示すように、ヴァクスホルムと マローの保育料には、月額で2,792krの差があ る。当時は、7月のセメスター・シーズンを無 料とする11か月払いが一般的であったことを踏 まえると、保育料の差は、年間で30,712krに上

表2 保育料の上限を700kr にした場合の家計の変化 (社民党案を導入した場合)

コミューン	コミュ ーン税 率	税引き 後所得		タクサ導入前 8年)	マックス・タクサ導入後		
			保育料	残りの所得	保育料	残りの所得	
		(kr)	(kr) (kr)		(kr)	(kr)	
Vaxholm	30.90	18,657	3,920 (21%)	14,737 (79%)	1,200 (6%)	17,457 (94%)	
平均	31.65	18,455	2,562 (14%)	15,893 (86%)	1,200 (7%)	17,255 (93%)	
Malå	33.20	18,026	1,128 (6%)	16,908 (94%)	928* (5%)	17,108 (95%)	

出所: Edling [1999:11],

る(13)。

注*:マロー・コミューンでは、既にマックス・タクサ (子ども2人で1,200kr) より低い保育料となっている。マックス・タクサの水準は、全ての家計の負担を200kr 減額するように配慮されていることから、マロー・コミューンにおいても200kr分の保育料減額がなされると仮定している。

(2) 1999年経済・予算政策の指針案

(Ekonomiska vårproposition för år 1999)

1999年3月,政府提案「1999年経済・予算政策の指針案」[Prop. 1998/99: 100] が国会に提出された。児童ケアへのマックス・タクサ制度の導入にかかる総経費が示された。就学前学校活動の保育料の上限は700krと設定された。指針案によれば、マックス・タクサ制度を導入する理由は、大きく2つに分けられる。

1つは、教育の観点からである。「1.4.1 教育の国、スウェーデン(Sverige en nation i utbildning)」では、知識や教育を、不公平を拡大したり亀裂を深めたりするものではなく、高い就業率と成長とを実現する鍵と捉えている。就学前学校が生涯にわたる学びの最初のステップであるからこそ、一般就学前学校やマックス・タクサを段階的に導入するために資金を投入すると述べている。

2つめは、労働市場政策上の理由である。マックス・タクサ制度が、マージナル効果の大きい料金体系の是正という意図を持っていることは既に述べた。マージナル効果の大きい料金体系は、労働か手当かという選択さえもたらしかねない。指針案中の「1.5.2.手当から労働へ(från bidrag till arbete)」では、「貧困のトラップを除去し、マージナル効果を減じる長期的対策を講じること」を政府の使命と位置づけ、一般就学前学校とマックス・タクサの段階的導入のほか、低所得者への減税、就学支援の改善、借家にかかる住宅税減税による賃料の引き下げ等、分配効果を重視した施策を提示した。

改革の所要経費は、17億kr (2001年)、34億kr (2002年) と見積もられた。マックス・タクサがもっとも経費を要する。

(3) 首相の施政方針演説

1999年9月の施政方針演説で、パーション首 相(当時)は、政権在任中にマックス・タクサ 制度を導入することを宣言した。首相は、ス ウェーデンの就学前学校が独自の幅広さと質を 備えていることを評価し、 就学前学校の教育的 役割を発展させ、全ての子どもが参加できる よう段階的に整備することを約束した。全て の子どもは人生のよいスタートを切る権利を 持つとし、マックス・タクサ等子どものいる 家庭への諸施策を発表した「Prot. 1999/2000: 2: Anf. 3]。この施政方針演説中の内容からは、当 時OECDで進められていた未就学児の教育と ケアを巡るプロジェクトの影響が伺える。ス ウェーデンは、98年に始まったOECD加盟国 の政策レビュー(14)に他の19か国とともに参画 した。そこで専門家委員からは、スウェーデン の就学前学校活動と家庭政策の連携や. 1歳か らの就学前学校活動が公式に教育部門に属して いることがユニークであること、そして、子ど も、職員そして家庭を尊重している点等が評価 された。さらに、夜間保育や外国人の子どもに 対する言語教育等多様性と柔軟性のあるサービ スが注目された。他方で、改善すべき点とし て、1クラス当たりの子どもの数が増加してい ることや、保育料の高さが指摘された「OECD 1999

(4) ワーキンググループの発足と提案 [Ds 1999: 53]

1999年4月、マックス・タクサ制度と一般就 学前学校を研究検討するワーキンググループが 発足した。9月には報告書 [Ds 1999: 53] が出 され、制度設計の具体像が示された。ワーキン グ・グループの提案は、次の3つで構成されている。

1つめは、児童ケアへのマックス・タクサ制度の導入である。上限額は、社民党の公約と同様、700kr、500kr、300kr(就学前学校の場合)である。コミューンは上限額以下の範囲で保育料を設定できるほか、マックス・タクサの導入は任意である。また、コミューン以外の主体が運営する就学前学校等にも、同じ上限額が適用される「Ds 1999: 53: 11]。

2つめは、一般就学前学校である。4,5歳児を対象に就学前学校への参加を年間525時間無料とするもので、地方や小規模のコミューンの子ども、親休暇中の子ども、外国人の子ども、見放された居住地区にする子ども等就学前学校への参加率が低いグループをターゲットとした。一般就学前学校の導入はコミューンの義務であるが、子どもの参加は強制ではなく任意とされた。教育的ケアに属する子どもも、年間525時間分を無料で就学前学校に参加できることになった [Ds 1999: 53: 11-12]。

3つめは、求職者の子ども($1 \sim 5$ 歳)に対し、1 日最低 3 時間の就学前学校または教育的ケアを提供することである。これにより、失業した親の子どもが引き続き、1 日最低 3 時間は就学前学校活動に参加できるようになる [Ds 1999:53:12]。

マックス・タクサ提案の理由としては、①マージナル効果を減少させる必要性、②労働市場への効果、③男女機会均等の増進、④子どものいる家庭の経済状態の改善、⑤保育料負担の可能な経済状態、⑥質の改善があげられている。

①については、保育時間・所得連動型の料金

体系が、大きなマージナル効果をもつという問題であり、そのために、子どものいる家庭にとっては、所得の増加が可処分所得の増加につながりにくい。パートタイム労働者や失業者等が就職や勤務時間を増やすことに慎重になる恐れがある [Ds 1999: 53: 55]。

②は、マージナル効果を減じることで、労働 供給が増えることを期待する。当時、労働力需 要が急速に増しており、持続的かつ力強い経済 成長という長期的課題のためにも労働供給の確 保が課題であった [Ds 1999: 53: 56-57]。

③は、マージナル効果の影響は、とりわけ女性、低所得者、小さい子どもの親そしてひとり親に及び、社会の公平性の確保や、男女機会均等推進の脅威となる。マージナル効果が高ければ、市民が労働をセーブしたり、あるいは全く働かない選択をしたり、社会的な手当や補助に長期的に依存するようになると懸念した。より多くの人たちが継続的に就労し、所得移転や手当への依存が減ることが必要不可欠である[Ds 1999: 53: 57]。

④については、何よりも、1991年以降、子どものいる家庭の経済水準が、人口全体と比較して悪化している点が指摘されている [Ds 1999: 53: 57-58]。

⑤は、2歳から6歳までの子がいる低所得の親のおよそ4%が、保育料が高いために児童ケアを受けられないと回答した調査結果から、保育料が高いために児童ケアが受けられない子どもをなくすことが目指された [Ds 1999: 53: 58]。

⑥は、1994年の社会福祉庁の調査(料金システムの構造について)によれば、多くのコミューンが所得に基づいて保育料を決めてい

た。さらに、87%のコミューンが保育時間に連動する料金体系をもち、うち 3分の1のコミューンが、 $3\sim4$ つの時間階層を設けていた。申請している保育時間数を超えないように時間に追われ、親と職員との意思疎通や連絡が不十分であることが指摘された [Ds 1999: 53: 59]。

(5) 2000年経済・予算政策の指針案

[Prop. 1999/2000: 100⁽¹⁵⁾]:子どもへの投資は、未来への投資

指針案では、定額部分と所得比例部分を組み 合わせた制度が提示された。具体的には、就学 前学校の保育料に適用される上限額は、子ども が小さいほうから、1人目が家計収入の3%、 2人目が同2%. 3人目が同1%(4人目以 降無料)とし、さらにそれぞれ1.150kr. 767kr. 383krを超えないこととした。この、定額と所 得比例の混合形式は、環境党との間の妥協に よって編み出された。環境党はこの方式を. マックス・タクサではなく、「ミックス・タク サ」と呼び、「ミックス・タクサのほうが、低 所得者, ひとり親, パートタイム労働者にとっ てより良い効果をもたらす | 「Prot. 1999/2000: 127: Anf. 39] と主張した。マックス・タクサ導 入にかかる所要経費は、2002年と03年にそれぞ れ34億 krと見積もられた。

また、政府は当時の経済社会状況を、1960年代と同じくらいバランスのとれた良い経済状況にあると評価している [Prot. 1999/2000: 127 Anf. 57]。指針案中の「1.1 成長と平等のための政策 (En politik för utveckling och jämlikhet)」では、まず、高い経済成長、伸び続ける雇用、失業率の減少、低インフレ率、財政黒字等を挙

げ、1960年代終わり以来の好調ぶりであると評価する。この好調な経済は、主として、予算の洗い直し、低インフレ政策、教育と起業への投資、世界をリードするテレコミュニケーションとIT産業の成長によると説明している。次いで、成長と平等の双方を追求する理由について説く。福祉システムが安定的に機能するには、強固な財政が条件である。そして、この強固な財政は経済成長がなければ実現不可能である。一方、公平とは、全ての人に、成長し自活するための同じ可能性を与え、福祉が全ての市民を包摂し、必要に応じて福祉が配分されることとする。成長と公平とは競合しあわず、互いに他方の前提条件であるという関係にあると論じている。

ではなぜ、政府は、マックス・タクサ等、子 どもや子どものいる家庭に向けた積極的な改革 に乗り出したのか。それは、指針案中「子ども - わたしたちの未来 (Barnen vår framtid) | で 述べられているように、何よりも、他の家計と 比較して、経済状態が低下していた子どものい る家庭を、経済が好調な今こそ支援すべきであ るということである。スウェーデンは、1995年 にEUの一員となり、EMU (ヨーロッパ通貨 同盟) に参加するための経済収斂条件をいかに 満たすかを内外に示す必要に迫られた。当時の 政府のスタンスとしては、EMUに参加するか 否かに関わらず財政健全化のために経済収斂条 件を満たす必要がある. というものであった。 そこで財政赤字削減策の一環として. 児童手当 の減額(96年1月). 児童手当の多子加算廃止 (96年1月). 親保険給付率の引き下げ (97年1 月)が講じられた。さらに、90年代には保育料 水準も上昇し、家計負担が増した。2000年指針 案では、好調な経済というチャンスを捉え、一気に「未来への投資」に乗り出したのである。 具体的には、「児童ケア改革パッケージ」の段階的導入のほか、親保険の1か月延長、ママの月・パパの月をそれぞれ2か月に増やすこと、児童手当の増額、児童手当の多子加算部分の再導入および就学手当の増額等、2003年には子どものいる家庭に総額で約90億krが投入されることになった。

(6) マックス・タクサおよび一般就学前学校等に関する政府案 [Prop. 1999/2000: 129] 政府案では、上限額の定額部分は端数を丸める形で、1人目⁽¹⁶⁾が1,140kr、2人目で760kr、3人目は380kr(就学前学校の場合)とされた。所得比例部分はそのままである。本制度案導入に伴う負担軽減は、下のように見込まれた。

表3 1999年3月の保育料と、マックス・タクサ制 度による保育料との比較(月額,単位:クローナ、家計モデル別)

子どもの数	週あたり の保育時 間	親の状況	家計 所得	1999年3月の保 育料(全国のコ ミューンの8割)	マックス・タ クサ制度によ る保育料*
子ども1人(4歳)	33時間	両親	32,900	1,490~2,230	987
子ども1人(4歳)	46時間	ひとり親	14,550	800~1,240	437
子ども2人(2,4歳)	33時間	両親	35,200	2,170~3,170	1,760
子ども2人(2,4歳)	40時間	ひとり親	13,150	900~1,490	658
子ども2人 (2,4歳)	46時間	両親	44,100	2,600~4,290	1,900 (上限)

(注*) 一般就学前学校施策による 4,5 歳児に対する保育料減額措置を考慮しない。 (出所) Proposition 1999/2000: 129 Maxtaxa och allmän förskola. tabell 4.

マックス・タクサ制度を導入するコミューンには、歳入減を補うための補助金⁽¹⁷⁾と、児童ケアの質を確保する対策を講じるための補助金⁽¹⁸⁾とが支給される。一連の改革の経費は、次表のとおりである。全ての改革を一度に導入することは、財源の面からも困難であるため、3年かけて段階的に実行することとした。なお、マックス・タクサとそれに関係する補助金

表4 必要経費(単位:百万クローナ)

改革項目	2001年	2002年	2003年
失業中の親の子の就学前学校受入れ	150	300	300
親休暇中の親の子の就学前学校受入れ	_	200	200
マックス・タクサ制度導入	_	3,400	3,400
サービスの質確保のための対応策	_	500	500
4,5歳児に対する一般就学前学校施策	—		1,200
計	150	4,400	5,600

(出所) Proposition 1999/2000: 129 Maxtaxa och allmän förskola, tabell5, s.42 を参考

は、親休暇の子に対する施策と同時に2002年1 月に施行される。コミューンがこれより早い時期に失業者・親休暇の子や一般就学前学校を導入することは可能であるが、施行日までの間、 国庫補助金は支給されない。政府案は2000年11 月、国会にて可決成立した。

2-3. コミューンにおけるマックス・タクサの採用状況

マックス・タクサ制度を採用するか否かは、 児童ケアを管轄するコミューンの任意で決定で きる。また、一旦採用されれば、就学前学校等 の運営主体の種類に関わらず適用される。287 件のコミューンが施行日の2002年1月に導入 し、さらに残る2件も翌年1月に導入したこと から、全国のどの就学前学校を選択しても、保 育料の負担の上限が同額となった。

3. 考察

ここでは、まず、前章での分析結果を総括する。次に、サービス受給者の社会的・経済的地位や居住地に拠らず、同一の負担上限額を設定するという発想が、どのような思想に裏打ちされているのかを、普遍主義型福祉社会の理念から考察する。

3-1. マックス・タクサ制度成立の背景 1990年代初頭の経済危機以降、子どものい

る家庭の経済状況は他の世帯よりも悪化した。子どもをもつ母親のひとり親家庭の貧困率が1987年の18%から、94年には26%に上昇し[Socialstyrelsen 1997: 14]、子どものいる家庭のなかでも深刻な格差が発生していた。また、児童ケアの保育料の水準が上昇しただけでなく、地域間格差が看過できないほどに拡大していた。LO組合員の平均的な家庭で見た場合、子ども2人を就学前学校に通わせると、居住地による保育料の差は7倍以上に膨れ上がる場合もあった [Edling 1999: 5]。これらが、1998年に社民党がマックス・タクサ制度を公約として掲げた背景である。

ただし、Edling [1999: 6] が指摘するように、 社民党のマックス・タクサ案は選挙日のおよそ 1か月前に突如として提示されたもので、党内 で確固たる支持を得ておらず、全国のコミュー ンの保育料実態も把握していないために説得力 のある説明ができなかった。

しかし、ワーキング・グループを立ち上げて調査研究を重ね、1960年代以来の好調な経済に支えられ、一連の、子どものいる家庭に向けた経済的支援策を打ち出す。それが、マックス・タクサ制度をはじめとする「児童ケア改革パッケージ」であり、親保険の期間延長、児童手当の増額、児童手当多子加算の再導入、就学手当の増額等であった。なお、マックス・タクサ制度の導入は、子どものいる家庭の経済的負担を軽減するだけでなく、料金体系の簡素化を通じてマージナル効果を減少させることで、「手当から労働へ」の転換を促し、労働力供給を増加させるだろうと期待された。

ただし、政権党である社民党は、1998年選挙で30議席失い、131議席しか持っていなかった。

左党の43議席を得ても過半数には届かない。そこで、環境党(16議席)との政策協力が不可避となる。マックス・タクサ制度の構造が、上限額が定額部分と所得比例部分からなる「ミックス・タクサ」に変わったのは、環境党の意向を反映させた結果である。

なお,次の諸点も、マックス・タクサ制度成立に際して重要であったと考えられるので補足したい。

①他の諸政策分野との関連

既に見たように、マックス・タクサ制度は、 労働市場政策や家庭政策と密接な関係を持つ。 料金体系を簡素化することでマージナル効果を 減少させ、労働力供給の増加を狙った。また、 保育料水準を下げ、上限を設けることで、子ど ものいる家庭の経済的負担を軽減するだけでな く、負担割合を一定範囲に抑える。

このほか,就学前学校が教育政策の一部となり,普遍化への過程をたどっていることを踏まえれば,教育政策との関連がある。また,失業者や外国人の多い地区の子どもたちの成育環境の改善の観点からは,マックス・タクサ制度は都市政策や統合政策とも連携している。さらには,女性にパートタイム労働者が多いことから,マージナル効果が大きい料金体系は女性の生活条件に影響を及ぼしやすくなる。これは,男女機会均等政策に関わる課題である。

②児童ケアの社会経済的価値についての研究

1980年代には、児童ケアの社会経済的価値を 巡る研究成果が多く発表された。これらは概ね 次のような論を展開し、児童ケアが社会的経済 的に価値の高いサービスであると主張した。児 童ケアは親の就労を支援・可能にし、生産増に 寄与する。一般的に、雇用が増えることは、経 済成長のみならず、納税者人口の増加や納税額 の増加、使用者負担の社会保険料の増加につな がり、福祉サービスの財政の安定に寄与する。 一方、親の収入が増加することは、国家にとっ ては、生活保護手当や住宅手当等への歳出が減 ることを意味するほか、税収が増えれば、児童 ケア予算を増額することが可能となる。

3-2. マックス・タクサ制度という選択

(1) 負担をいかに分かち合うか

既にみたように、1990年代を通じて、子どものいる家庭の経済状況は相対的に悪化した。政府は、財政赤字削減を最優先課題とし、そのためにいわば聖域を設けない厳しい歳出カットを実行した。子どものいる家庭には、児童手当の削減や、親保険給付率の引下げといった形で、財政赤字という国家全体の負担を分かち合うことが求められた。加えて、経済危機によるコミューン財政の歳入減を、保育料負担の増加という形で補った。コミューン税を引き上げるのは限界に達していたため、住民に広く負担を分散させることは困難であった。その結果、90年代には、コミューンの児童ケア総コストに占める親の負担割合が、10%から15%に上昇した。

一般就学前学校施策が導入される前の2000年時点で、4,5歳児の87.7%、 $1\sim3$ 歳児の $67.3\%^{(19)}$ が就学前学校または教育的ケアを受けている状況にある。すなわち、就学前学校等にマックス・タクサを導入するということは、多くの子どものいる家庭の経済的負担を軽減するということである。

さらに、細かく見れば、子どものいる家庭の なかにも格差がある。保育料水準の地域間格差 や、経済的な理由により就学前学校に子どもを通わせることの出来ない家庭の存在がクローズアップされるようになった。外国人や失業者の多い地区では、子どもの就学前学校在籍率が低いことが分かった。1999年9月の学校庁調査によると、約24%の子どもが就学前学校に通っていないことが分かった。マックス・タクサ制度等に関する政府案では、「保育料が高いために、そして親が失業中または親休暇中だからといって、子どもが就学前学校に通えなくなってはならない。就学前学校は、家庭の社会的経済的状態に関わらず全ての子どものものであるべき」と明言している [Prop. 1999/2000: 129: 8]。

表5 ケア形式別子ども数及びその割合(1~5歳 まで。1999年9月)

ケアの形式	子ども数	子どもの
ケアの形式	(人)	割合(%)
就学前学校または教育的ケア*で	354,000	76
親休暇中の親が自宅で	49,000	11
親が交代で自宅で	17,000	4
失業中の親が自宅で	13,000	3
自宅で働く親が	6,000	1
個人的な対応 (ベビーシッター, 親類等)	16,000	3
その他	9,000	2
計	464,000	100

(出所) Proposition 1999/2000: 129 Maxtaxa och allmän förskola m.m. をもとに作成。調査は、学校庁の親アンケート。

マックス・タクサ制度導入により発生するコミューンの歳入減は、国庫補助金で補われることとなった。学校庁が、平衡交付税システム(utjämningssystemet)における児童ケアモデル(barnomsorgsmodellen)に従ってコミューンに配分することとされた。この平衡交付税システムは、全国どこの自治体に住む市民に対しても平等なサービスが受けられるように、自治体に対して国から交付されるものである。実質的には、国を介して配分される自治体間の財政調整である。

(2) マックス・タクサ制度の思想

サービスの利用者の負担に上限を設ける制度は、児童ケアにおけるマックス・タクサ制度だけではない。保健医療サービスでは、外来患者の診察費や薬剤費の自己負担に上限が定められている。診察費は12か月間で900kr、薬剤費では12か月間で1,800krを上限と設定しており、これを超える部分は無料となる。そのほか、高齢者ケアや障害者ケアのホームヘルプサービスやデイケアの利用料にも上限が設定されている。

この、負担に上限を設定する制度は、利用者の居住地、経済的地位、社会的地位に関わらず、全ての人に適用される点に特徴をもつ。つまり、一部の者が負担する側に回り、他方がサービスを受ける側となるのではなく、誰もが負担をし、かつ、サービスを受ける立場になること。そして、一部の者が過重な負担をするのではなく、サービスを受ける者が一定の負担を分担するという分かち合い方である。本稿が扱ったマックス・タクサ制度は、保育料に上限を設けることで、子どものいる家庭の間での負担の軽減と平等化を図るとともに、それによって生じた歳入不足は、コミューン間の財政調整一コミューン間の負担の分かち合いーによって補われた。

負担に上限が設けられている児童ケア, 高齢者ケア, 障害者ケアそして保健医療ケアは, コミューン, またはランスティングによって運営され, その主財源は地方税である。そして, 地方税の課税ベースは広く, 市民を納税する側と受益側とに分けない。税方式の福祉サービスにより, 人生のあらゆる段階において発生しうるリスクに対して備えるシステムをもつスウェー

デン社会では、一部の者が負った負担(リスク) を、皆で分け合い支えあう(税金)という合意 があると言えるのではないだろうか。

3-3. マックス・タクサ制度の意義:子ども の成育環境の公平化・平等化の観点か ら

マックス・タクサ制度は、「児童ケア改革パッケージ」の一つである。この改革パッケージは、就学前学校が、親の就労・就学の有無等に関わらず、全ての子どもに同じ高い質の教育を提供する場へと発展する流れのなかに位置づけられる。学びの最初の段階である以上、就学前学校活動への参加が全ての子どもの権利とみなされる。スウェーデンでは、教育は広義の福祉に含まれる。この点からみれば、一連の改革は、就学前学校が親の社会的経済的状況に関わらず全ての子どもを対象とする「普遍的な福祉サービス」への転換の大きな道筋を描いたといえる。

就学前学校が、教育として、普遍的な福祉として、全ての子どもに対して開かれる制度であるならば、誰も排除してはならない。家庭の経済的・社会的状況によって、子どもが就学前学校活動に参加できない状況は改善されなければならない。マックス・タクサ制度導入によって保育料を引き下げることは、子どもの就学前学校活動への参加の観点からは不可避の課題となったのである。

また, グローバリゼーション, 少子化, 高度 産業化の時代における国家戦略としても, マッ クス・タクサ制度を捉えることが可能である。 つまり, 子どもという資源をいかに育成するか という国家の課題である。マックス・タクサ制 度は、就学前学校の普遍化を目指した壮大な改革の一部である。親の保育料負担を軽減することで、潜在的なニーズを顕在化させ、全ての子どもに同等の育ちと学びの機会を与えようとする。就学前学校の教育政策化や普遍化は、成育環境の平等化という子どもの福祉のみならず、高福祉・高負担国家スウェーデンが、グローバリゼーションや欧州化といった外的環境の変化に対応しつつ、少子高齢化という内的変化の下で、産業構造の高度化を進めるための国家戦略でもある。

おわりに

本稿は、児童ケアなかでも就学前学校に導入された保育料上限設定制度・マックス・タクサ制度を取り上げ、その成立過程における社会的経済的状況や、他の諸政策との関連に注目して、同制度の成立の背景や思想について考察した。考察を通して、普遍主義型福祉を志向するスウェーデン社会における負担の分かち合い方を論じた。それは、一部の者の負担を社会で分かち合うというものである。この発想を支えるものは、市民を負担する側と受益側とに分けない、普遍主義型福祉を志向する社会の思想である。

今後は、就学前学校だけでなく、未就学児に 対する教育的ケアも対象として、マックス・タ クサ制度導入後の変化を、福祉行財政の観点か ら地域間で比較することを研究課題としたい。

[投稿受理日2010.5.22/掲載決定日2010.6.10]

注

 児童ケア (barnomsorg) は、就学前学校活動と学童ケアで構成される。就学前学校活動 (förskoleverksamheten) は、1歳から5歳までの 子どもを対象として、就学前学校(förskola)、教育的ケア(pedagogisk omsorg)、そして公開就学前学校(öppen förskola)で実施される。学童ケア(skolbarnsomsorg)は、12歳までの子どもを対象に、学童クラブ(fritidshem)、教育的ケアおよび公開学童クラブ活動(öppen skolbarnsverksamhet)が実施する。

- (2) 保育料は、コミューンや就学前学校(私立)がコストと見合う範囲で設定できる。
- (3) マージナル効果とは、この場合、所得の増分の どの程度が、所得税増、所得により決まる手当額 (生活保護手当、住宅手当等)の減少、その他の料 金の値上がりで相殺されるかということ。
- (4) コミューンとは市町村に相当する、スウェーデンの基礎自治体である。児童ケア、高齢者ケア、義務教育、高等学校等市民に身近なサービスを所管する。児童ケアの保育料は、公立の就学前学校等についてはコミューンにより、コストに見合う範囲内で決められる。また、公立以外はその運営主体が、コミューンの保育料を目安にして決定する。また、ランスティングとは、県に相当する地方自治体。主に医療を担う。
- (5) 保育士の有資格者や研修を受けた者が、自宅で 未就学児を預かる。いわゆる「保育ママ」。
- (6) 基礎学校 (grundskola) とは、7歳に始まる9年 間の義務教育を実施する学校である。就学前クラ スは、通称「0年生」。
- (7) 全ての6歳児は1974年から無料の525時間の就学 前学校活動に参加する権利をもち、これは法定さ れていた。1998年の就学前クラスはこれに代わっ て導入された。
- (8) SCB. Arbetskraftsundersökning 2008, Tabell 29.
- (9) 男性就業者(24~54歳)の7.5%が35時間未満で働く。35時間以上は92.5%を占める。参考:SCB. Arbetskraftsundersökning 2008, 2009.
- (10) 子が8歳までの間,勤務時間の一部25%を短縮 することができる制度。
- (11) 4人目以降無料。なお、子どもの順位は、年齢 の低いほうから数える。
- (12) 夫がフルタイムのブルーカラー労働者で月 16,000kr, 妻がパートタイムの副看護士で11,000kr の収入。子ども2人が就学前学校に通う家庭を例 にした。
- (13) なお、政府のワーキング-グループの提案書は、

- 全国の子どものいる家庭を対象とすると、平均的 な所得の家庭(子ども2人)では、コミューン間 の保育料格差が年間で最大25,000krに上ると報告 している[Ds 1999: 53: 9]。
- (4) このプロジェクトは、1996年にOECD教育委員会によって着手された。加盟国別の政策レビューは1998年に始まり、2004年に終了した。これには、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、韓国、メキシコ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、イギリス、アメリカの20か国が参加した。[http://www.oecd.org/document/3/0,3343,en_2649_39263231_27000067_1_1_1_1,00.html]
- (15) 政府提案は、スウェーデン国会ホームページに 掲載されているものを参照している。http://www. riksdagen.se/Webbnav/index.aspx?nid=37&dok_id=GN 03100
- (16) 初期の案と同様,「1人目」は最も年齢の低い子 どもをいう。
- (17) この補助金を支出する根拠として、Förordning (2001:160) om statsbidrag till kommuner som tllämpar maxtaxa inom förskoleverksamhet och skolbarnsomsorg が制定された。
- (18) この補助金を支出する根拠として、Förordning (2001: 161) om statsbidrag för kvalitetssäkrande åtgärder inom förskoleverksamhet och skolbarnomsorg till kommuner som tllämpar maxtaxaが制定された。
- (19) 1歳児の42.5%, 2歳児で77.8%, そして3歳児の81.2%。

参考文献

【公的資料】

Proposition (政府提案, Prop.) 1997/98: 93 Läroplan för förskolan.

Prop. 1998/99: 100 1999års ekonomisika vårproposition.

Prop. 1999/2000: 100 2000års ekonomisika vårproposition.

Prop. 1999/2000: 129 Maxtaxa och allmän förskola m.m.

Prop. 2000/01: 149 Avgifter inom äldre- och handikappomsorg.

Prop. 2001/02: 1 Budgetpropositionen för 2002.

Protokoll (国会議事録, Prot.) 1996/97:2

Prot. 1999/2000: 2 (risdagen den 14 september)

Prot. 1999/2000: 127 (onsdagen den 14 juni)

- Regeringens skrivelse 1999/2000: 24 Jämställdhetspolitiken inför 2000-talet.
- Regeringens skrivelse 2004/05: 102 Utvecklingen inom den kommunala sektorn.
- Arbetsmarknadsutskottets betänkande änkandeNr1998/99: AU2 Utveckling och rättvisa – en politik för storstaden på 2000-talet .
- Utbildningsutskottets betänkande 1998/99: UbU10 Förskoleverksamhet.
- Utbildningsutskottets betänkande 1999/2000: UbU6 Utvecklingsplan för förskola, skola och vuxenutbildning.
- SOU(政府調査報告書, Statens Offentliga Utredningar) 1990: 44 Demokrati och Makt i Sverige.
- SOU 1990: 80 Förskola för alla barn 1991: Hur blir det?
- SOU 1997: 61 Att växa bland betong och kojor.
- SOU 1998: 31 Det gäller livet.
- SOU 2001: 79 Välfärdsbokslut för 1990-talet.
- Ds 1997: 79 Lönar sig arbete?
- Ds 1999: 53 Maxtaxa och allmän förskola.
- Landstingsförbundet & Svenska Kommunförbundet. 2004. Kommunernas och landstingens ekonomiska läge.
- OECD. 1999. OECD Country Note: Early Childhood Education and Care Policy in Sweden.
- Regeringskansliet. 1999. Early Childhood Education and Care Policy in Sweden: Background report prepared for the OECD Thematic Review of Early Childhood Education and Care Policy.
- Riksförsäkringsverket. 2003. Resultatindikationer för den ekonomiska familjepolitiken.
- Skoleverket. 1997-2008 (各年). Barn och grupper i förskolan.
- ----. 1997- 2008 (各年). Kostnader för förskolan.
- ----. 1999. Avgifter i förskola och fritidshem 1999.
- ----. 2003. Information om allmän förskola.
- ----. 2004a. Avgifter i förskola och fritidshem 2003.
- ——. 2004b. Uppföljning av reformen maxtaxa, allmän förskola m.m. 2004.
- ——. 2005a. Avgifter i förskola och fritidshem 2004.
- ——. 2005b. Uppföljning av reformen maxtaxa, allmän förskola m.m. 2005.
- —. 2006. Uppföljning av reformen maxtaxa, allmän förskola m.m. 2006.
- ——. 2007. Fem år med maxtaxa: Uppföljning av reformen Maxtaxa och allmän förskola m.m.

- Socialstyrelsen. 1995. Daghemsavgifternas utveckling 1993 och 1994.
- Statistiska centralbyrån. 各年. Statistisk årsbok för Sverige. 1985-2009.
- ----. 2000. Barn och deras familjer 2000.
- ——. 2001. Den offentliga sektorns finanser: verksamhetsåret
- Svenska Kommunförbundet. Cirkulärnr1999: 117: Maxtaxa inom barnomsorgen och allmän förskola.
- ——. Cirkulärnr 2000: 66: Maxtaxa och allmän förskola m.m.
- ——. Cirkulärnr 2001: 16: Maxtaxa och allmän förskola m.m.
- ——. Cirkulärnr 2001: 17: Definitiv kostnadsutjämning för bidragsåret 2001 m.m.
- —. Cirkulärnr 2002: 6: Maxtaxa inom barnomsorgen
 - vad räknas som avgiftsgrundade inkomst?
- ——. 2002. Uppföljning av maxtaxa inom barnomsorgen: en enkätundersökning utfärd hösten 2001 och våren 2002.
- Cirkulärnr: 2003: 59: Maxtaxa inom barnomsorgrn
 så blev det.

【その他参考文献】

- Bäck, Henry and Torbjörn Larsson. 2008. *Den Svenska Politiken*. Liber.
- Edling, Jan. 1999. *Maxtaxa på dagis: en studie av* 206 *kommuner*. Landsorganisationen i Sverige.
- Elmér, Åke, Staffan Blomberg, Lars Harrysson and Jan Petersson. 1998. *Svensk socialpolitik*. 19: e upplagan. Studentlitteratur.
- Hinnfors, Jonas. 1992. Familjepolitik: Samhällsförändringar och partistrategier 1960–1990. Almqvist & Wiksell International, Stockholm.
- Gustafsson, Agne. 1999. *Kommunal självstyrelse*, sjunde upplagan. SNS Förlag.
- Lundberg, Petter. 2007. "Ökade inkomst skillnader sedan 1981.", in SCB. *Välfärd* Nr. 1. ss.10-11.
- Mahoney, James, Erin Kimball and Kendra L. Koivu. 2009.
 "The Logic of Historical Explanation in the Social Sciences", in *Comparative Political Studies*, Volume 42, Number 1, Sage Publications. pp. 114-146.
- Palm, Maria. 2001. Maxtaxa:en studie av nytt avgiftssystem inom den kommunala barnomsorgen. Göteborgs universitet.

- Petersson, Olof and Donald Söderlind. 1992. Förvaltningspolitik. Publica.
- Skattebetalarna. 2007. Fakta för skattebetalare 2007: Statistik om skatter och offentliga utgifter med internationella jämförelse.
- ----. 2008. Vart tar skattepengarna vägen?
- スティーグ・ハデニウス著, 岡沢憲芙監訳. 2000. 『スウェーデン現代政治史:対立とコンセンサスの20世紀』. 早稲田大学出版部
- 岡沢憲芙. 1988. 『スウェーデン現代政治』 東京大学 出版会
- ----. 1995. 『スウェーデンの挑戦』(第13刷) 岩波 書店
- ----. 1999. 「コンセンサス・ポリティクスの機能と 構造:高負担社会の政治・行政」, 丸尾直美・塩野 谷祐一編『先進諸国の社会保障 スウェーデン』 東京大学出版会. pp. 73-96.
- ----. 2009. 『スウェーデンの政治:実験国家の合意 形成型政治』東京大学出版会
- 岡澤憲芙・連合総研編. 2007. 『福祉ガバナンス宣言: 市場と国家を超えて』日本経済評論社
- 宮本太郎. 2009. 『生活保障:排除しない社会へ』岩 波書店